7　連結子法人が第四条の五第一項又は第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消された場合（第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度開始の日に当該承認を取り消された場合を除く。）のその取り消された日の前日の属する事業年度の確定申告書（当該確定申告書に係る修正申告書を含む。）については、第一項及び前項の規定は、適用しない。

（電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十五条の四　前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により同項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。

2　前項の承認を受けようとする内国法人は、同項の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項の規定による指定を受けようとする期間その他財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3　税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないと認めるときは、その申請を却下することができる。

4　税務署長は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

5　第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに承認又は却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を同項の期間として同項の規定による指定があつたものとそれぞれみなす。

6　税務署長は、第一項の規定の適用を受けている内国法人につき、前条第一項に規定する電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。この場合において、その取消しの処分があつたときは、その処分のあつた日の翌日以後の期間につき、その処分の効果が生ずるものとする。

7　税務署長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知する。

8　第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の翌日以後の期間については、同項の承認の処分は、その効力を失うものとする。

第八十条第一項中「から第七十条の二まで（税額控除）を「（所得税額の控除）、第六十九条（外国税額の控除）又は第七十条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除」に改める。

第八十一条の三第一項中「の通則」の事業年度」を「の通則」の事業年度」に、「（法人税額から控除する所得税額の損金不算入）、第四十一条（法人税額から控除する外国税額」を「から第四十一条の二まで（法人税額から控除する所得税額等」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第五目中第八十一条の八の次に次の一条を加える。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の損金不算入）

第八十一条の八の二　連結法人が支払を受ける集団投資信託の収益の分配に係る所得税の額に係る第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額につき同項の規定の適用を受ける場合には、各連結法人のその支払を受ける収益の分配に係る所得税の額に係る当該分配時調整外国税相当額の合計額は、各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2　前項の規定により損金の額に算入されない金額のうち各連結法人に帰せられる金額については、政令で定める。

第八十一条の十三第二項中「（次条から第八十一条の十七まで（税額控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）及び当該」を「と当該」に、「第三章（税額の計算）（第十一条（特定同族会社等の特別税率の適用がある場合の地方法人税の額）及び第十五条（連結法人の地方法人税の個別帰属額の計算）を除く。」を「第十条（税率）に改め、「計算した地方法人税額の額」の下に「とを合計した金額（次条から第八十一条の十六まで（税額控除）並びに同法第十二条（外国税額の控除）及び第十三条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う地方法人税額の控除）の規定による控除をされるべき金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」を加える。

第八十一条の十四第一項中「所得税の額」の下に「（当該所得税の額に係る第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）に規定する分配時調整外国税相当額を除く。）」を加える。

第八十一条の十五の次に次の一条を加える。

（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）

第八十一条の十五の二　連結法人が各連結事業年度において集団投資信託の収益の分配の支払を受ける場合には、当該収益の分配に係る分配時調整外国税（所得税法第百七十六条第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）に規定する外国の法令により課される所得税に相当する税で政令で定めるものをいう。）の額で同項又は同法第百八十条の二第三項（信託財産に係る利子等の課税の特例）の規定により当該収益の分配に係る所得税の額から控除された金額のうち当該連結法人が支払を受ける収益の分配に対応する部分の金額として政令で定める金額に相当する金額（次項において「分配時調整外国税相当額」という。）は、政令で定めるところにより、当該連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除する。

2　前項の規定は、連結確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除の対象となる分配時調整外国税相当額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該書類に当該分配時調整外国税相当額として記載された金額を限度とする。

3　前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十一条の十七中「まず」の下に「第八十一条の十五の二（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をし、次に」を、「第八十一条の十四」の下に「（連結事業年度における所得税額の控除）」を加え、「所得税額等」を「外国税額」に改める。

第八十一条の十八第一項中「第四号」を「第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第八十一条の十五の二第一項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）の規定による控除をされる金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額

第八十一条の二十第三項中「とする」を「と、第八十一条の十五の二第二項（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）中「連結確定申告書」とあるのは「連結中間申告書」とする」に改める。

第二編第一章の二第三節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　電子情報処理組織による申告の特例

（電子情報処理組織による申告）

第八十一条の二十四の二　特定法人である連結親法人は、第八十一条の十九（連結中間申告）、第八十一条の二十（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）若しくは第八十一条の二十二（連結確定申告）又は国税通則法第十八条（期限後申告）若しくは第十九条（修正申告）の規定により、連結中間申告書若しくは連結確定申告書若しくはこれらの申告書に係る修正申告書（以